

中央区地域福祉ビジョン<改訂>



令和2（2020）年3月

大阪府中央区役所

目 次

1 ビジョンの改訂にあたって

- (1) 改訂の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 中央区地域福祉ビジョンの位置づけ・・・・・・・・ P 1
- (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

2 地域福祉をめぐる動向

- (1) 人口・世帯の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 高齢者をめぐる動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (3) 障がい者をめぐる動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- (4) 子どもをめぐる動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- (5) 生活困窮者をめぐる動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

3 基本理念・目標

- (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- (2) 基本理念の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- (3) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- (4) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

4 取組の方向性

<基本目標1：ともに支え合い、助け合う地域共生社会の実現>

- (1) 地域での人のつながり、絆づくりの推進・・・・・・・・ P 10
- (2) 支援を必要とする人の把握、見守り活動の充実・・・・ P 11
- (3) 地域ぐるみの子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- (4) 介護予防・認知症予防の推進・・・・・・・・・・・・ P 13
- (5) 多様な主体の連携・協働による地域福祉活動の促進・・・・ P 14
- (6) 災害時に備えた体制づくり・・・・・・・・・・・・ P 15

<基本目標2：丸ごと、寄り添いの支援ができる地域包括支援体制の構築>

- (1) 医療・介護等の連携による地域包括ケアシステムの充実・・・・ P 17
- (2) 認知症の人を支える取組の推進・・・・・・・・・・・・ P 18
- (3) 障がい者の相談支援体制の充実・・・・・・・・・・・・ P 19
- (4) 子育て・児童虐待の相談支援体制の強化・・・・・・・・ P 19
- (5) 複合的な課題を抱える人への総合的な相談支援体制の充実・・・・ P 21
- (6) 権利擁護支援体制の充実・・・・・・・・・・・・ P 23

5 推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24

(参考資料)

- 【用語解説】・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26
- 【参考データ】・・・・・・・・・・・・ P 28

1 ビジョンの改訂にあたって

(1) 改訂の背景

大阪市では、地域福祉の推進を図るため、平成 16 年に「第 1 期大阪市地域福祉計画」を、平成 21 年に「第 2 期大阪市地域福祉計画」を、平成 24 年には「大阪市地域福祉推進指針」を策定しています。

中央区においても、第 1 期、第 2 期の「計画」を受け、平成 18 年に「第 1 期中央区地域福祉アクションプラン」を、平成 23 年には「第 2 期中央区地域福祉アクションプラン」を策定するとともに、各区において「地域福祉ビジョン」を示し、それぞれの区で特色ある地域福祉の取組を推進することとした平成 24 年の市の「指針」の考え方をもとに、平成 29 年 12 月に「中央区地域福祉ビジョン」を策定し、地域福祉活動を推進してきました。

そうしたなか、大阪市においては、少子高齢化、核家族化の急速な進展等により一層複雑化・多様化・深刻化する福祉課題に対応するとともに、国が提唱する「地域共生社会」の実現に向け仕組みを構築していく必要があることから、平成 30 年 3 月に「大阪市地域福祉基本計画」を策定しており、中央区としても「基本計画」に沿った取組を行う必要があります。

一方、中央区では、今日的な状況変化をふまえ、平成 31 年 3 月に「中央区将来ビジョン」を策定しており、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりをめざし、高齢者や障がい者などの支援を必要とする方々が、自分らしく安心して暮らせるよう、地域福祉の推進に取り組むこととしています。

中央区としても、人生 100 年時代の到来のもと、健康寿命*の延伸に向け介護予防への対応がますます重要になってきています。また、地域コミュニティの希薄化が懸念されるなか、見守りが必要な一人暮らし高齢者や、子育てに不安や悩みを持つ世帯の増加の対応を図るとともに、市全体として進めている認知症の人を支える取組や、重大な児童虐待「ゼロ」をめざした取組等を着実に実施していくことが必要となっています。

以上、「大阪市地域福祉基本計画」、「中央区将来ビジョン」の策定や、地域福祉をとりまく今日的な状況や施策課題をふまえ、中央区における地域福祉をより効果的に推進するため、「中央区地域福祉ビジョン」を改訂します。

(2) 中央区地域福祉ビジョンの位置づけ

ア 大阪市地域福祉基本計画との関係

平成 30 年 3 月策定の「大阪市地域福祉基本計画」は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」で、各区の地域福祉計画等を支援する基礎的計画として、地域福祉に関する基本理念や目標を掲げ、地域福祉を推進するための取組の方向性を示しています。

「中央区地域福祉ビジョン」は、中央区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための計画であり、「中央区地域福祉ビジョン」の改訂にあたり、「大阪市地域福祉基本計画」が示す地域福祉に関する基本理念等は踏襲することとし、取組の方向性については、「ニア・イズ・ベター*」の考え方のもと、中央区の福祉課題に対応したものととして策定します。

イ 中央区将来ビジョンとの関係

平成 31 年 3 月に策定された「中央区将来ビジョン」は、中央区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての区のめざすべき将来像や将来像の実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめたものです。

今回改訂する「中央区地域福祉ビジョン」は、「中央区将来ビジョン」のめざす「安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」のうち「地域福祉の推進」並びに「子育て支援・子どもの学び支援の推進」のうち「子育て環境の整備」にかかる取組の方向性を具体的に示すものとして策定します。

(3) 計画の期間

今回改訂する「中央区地域福祉ビジョン」の計画期間は、令和 4（2022）年度までの 5 か年計画である「中央区将来ビジョン」にあわせ、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までの 3 年間とします。

2 地域福祉をめぐる動向

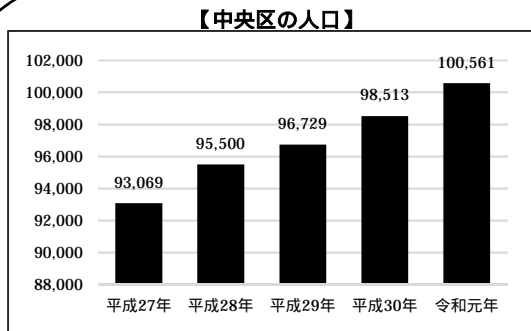
(1) 人口・世帯の動向

中央区の推計人口は、令和元年10月1日現在100,561人、64,643世帯で、平成27年の93,069人から7,492人増加し、伸び率は108.0%となっています。これは、区内において数多くのマンションが建設されてきたことが大きな要因であり、平成27年の国勢調査結果では、共同住宅に居住する世帯の割合は約9割となっています。

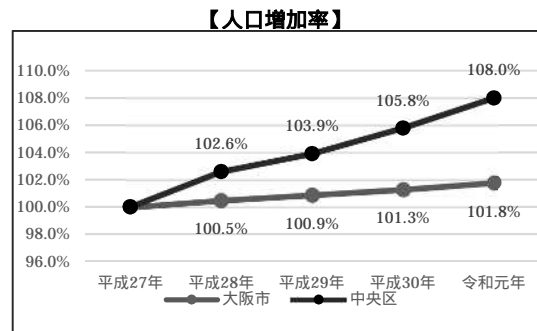
65歳以上の高齢者人口は、令和元年10月1日現在16,277人で、高齢者人口比率は16.2%（大阪市全体は25.7%）となっています。

15歳未満の年少人口は、令和元年10月1日現在9,293人で、年少人口比率は9.2%（大阪市全体は10.7%）となっています。

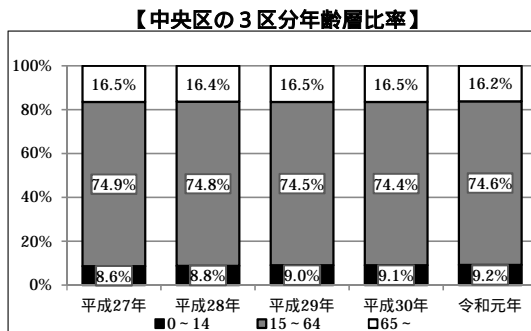
6歳未満の未就学児人口については、平成31年4月1日現在4,895人で、平成27年の4,382人から11.7%増加しており、人口増に伴い、子育て世帯も増加しています。



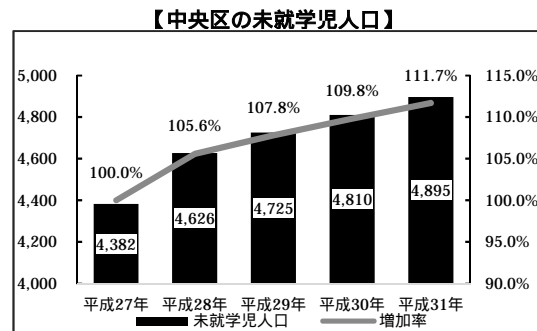
出典：推計人口（各年10月1日現在）平成27年は国勢調査



出典：推計人口（各年10月1日現在）平成27年は国勢調査



出典：推計人口（各年10月1日現在）平成27年は国勢調査



出典：子ども青少年局 待機児童調査（各年4月1日現在）

(2) 高齢者をめぐる動向

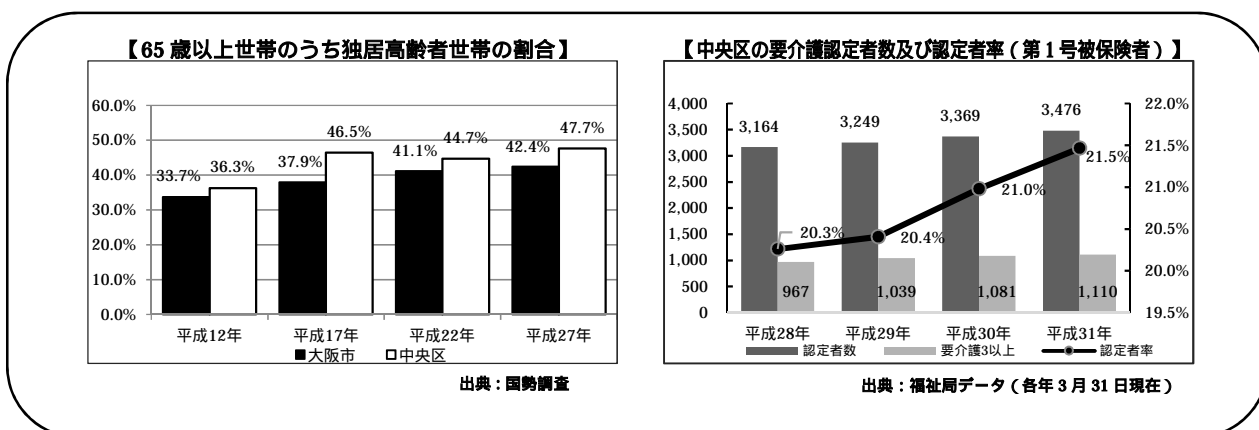
平成27年の国勢調査によると、中央区における65歳以上高齢者世帯は11,532世帯、19.5%となっており、そのうち、独居高齢者世帯は、5,500世帯、47.7%と、65歳以上高齢者世帯の約半分を占め、大阪市の42.4%と比べ高くなっており、独居高齢者世帯の見守りが課題といえます。

中央区における第1号被保険者の要介護認定者数については、平成31年3月31日現在3,476人、要介護認定率は21.5%（大阪市25.2%）で、平成28年の3,164人、要介護認定率20.3%（大阪市23.7%）から1.2ポイント増加しています。また、要介護認定者のうち要介護度3以上

の割合は、平成 31 年は 31.9% (1,110 人)で、平成 28 年の 30.6%(967 人)に比べ 1.3 ポイント上昇しています。

平成 28 年の平均寿命*をみると、中央区の男性は 80.67 歳、女性は 87.09 歳で、大阪市男性 79.89 歳、女性 86.82 歳と比べ大きな差はありません。健康寿命については、中央区の男性 79.14 歳、女性 83.79 歳で、大阪市の男性 77.55 歳、女性 82.91 歳と比べ少し長くなっていますが、人生 100 年時代が到来するなか、健康寿命のさらなる延伸、介護予防が課題といえます。

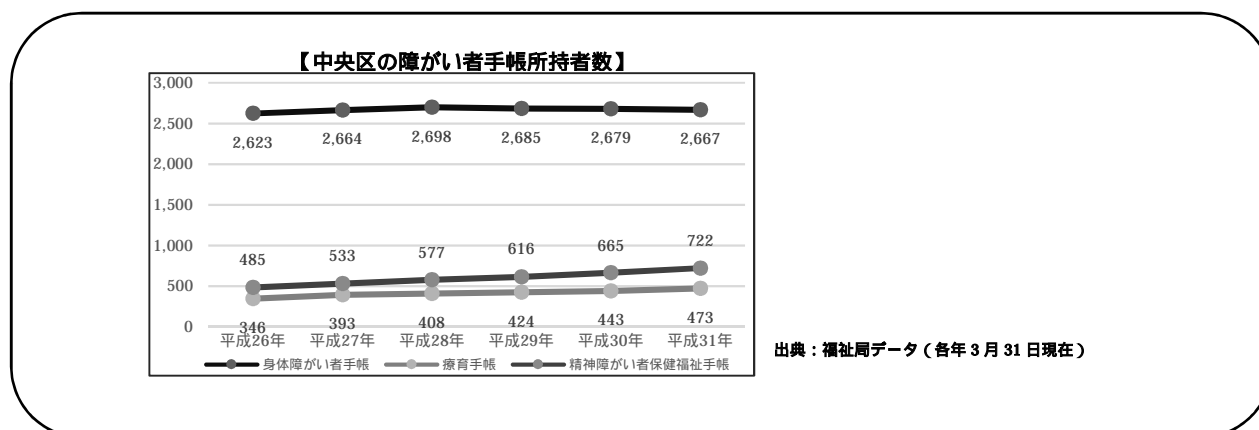
また、中央区の認知症高齢者数は、平成 31 年 4 月 1 日現在、940 人と推計されています。我が国においては、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者に達する令和 5 (2025) 年には、認知症高齢者が 65 歳以上高齢者の約 5 人に 1 人となると推計されているところであり、中央区においても、認知症高齢者の増加に対応していくことが必要です。



(3) 障がい者をめぐる動向

中央区の平成 31 年 3 月 31 日現在の身体障がい者手帳所持者数は 2,667 人、療育手帳所持者数は 473 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は 722 人で、その数は年々増加してきています。うち、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成 26 年の 485 人と比べると約 1.5 倍と大きな伸び率となっています。

今後、手帳所持者が増加するとともに、現在の手帳所持者の高齢化が進んでいく中、障がい者が安心して暮らせるよう相談・支援体制を充実していくことが課題となっています。



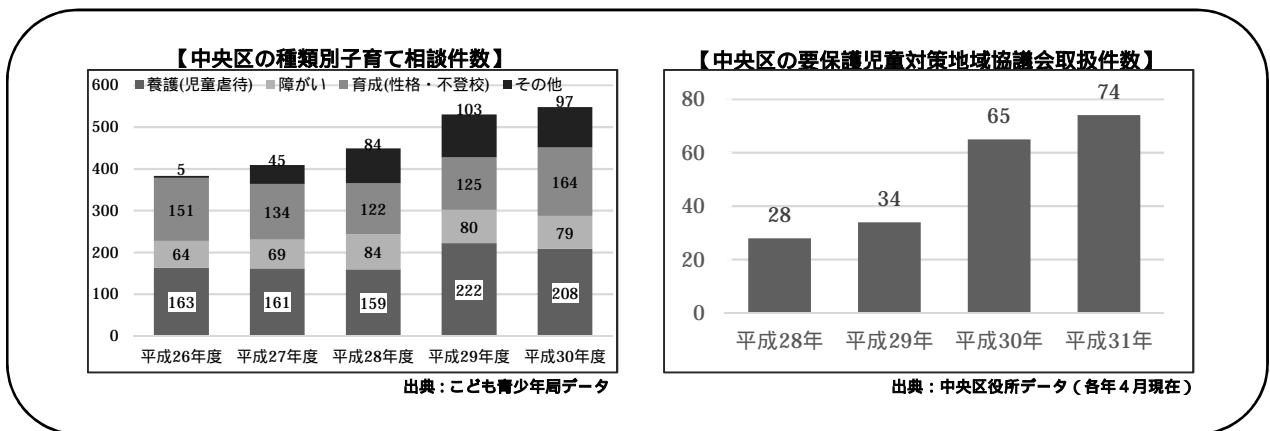
(4) 子どもをめぐる動向

人口増に伴い、増加している子育て世帯は、ほとんどがマンション居住者であると見込まれます。マンション居住者、とりわけ若い世代は、地域との関わりが薄い傾向にあり、少子高齢化や核家族化が急激に進展しており、マンションに居住する子育て世帯のなかには、身近に相談する人がなかなか見つからないケースもあり、こうした状況のもと、中央区の子育て相談件数は、平成30年度で548件と、平成26年度の383件に比べ、約1.4倍に増えています。

平成30年度の相談種別では、性格や不登校などの育成相談は164件、児童虐待に関する相談は208件となっており、この2つの相談で372件と全体の約70%を占めています。

また、要保護児童対策地域協議会*で取り扱っている件数も、平成31年4月現在74件で、平成28年の28件から大幅に増えています。

今後とも、子どもの貧困問題にも留意しつつ、子育てに不安や悩みがある世帯を支援し、重大な児童虐待に陥らないようにしていくことが喫緊の課題であるといえます。



(5) 生活困窮者をめぐる動向

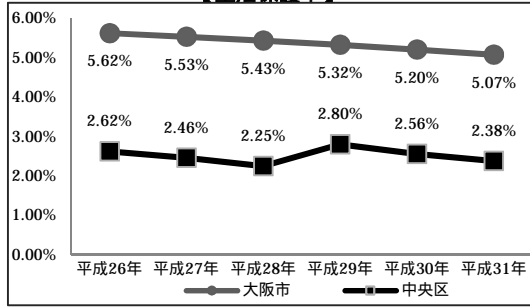
中央区における平成31年3月の保護率(保護受給世帯比率)については2.38%で、大阪市全体の5.07%と比べ、かなり低い水準となっています。

保護世帯数は、大阪市全体と同様、平成24年をピークに減少傾向で推移しており、世帯類型別の傾向としては、高齢化が進む中、65歳未満の稼働年齢世帯が減少し、65歳以上の高齢者世帯が増加傾向にあります。

生活困窮者の自立支援については、平成27年度から生活に困りごとを抱えた方の自立支援のための相談支援窓口を区に設置し、自立するまでの間、包括的・継続的に支援してきており、平成30年度の中央区の相談件数については167件(平成27年度からの4年間の累計相談件数886件)で、主な内容としては、収入や住まい、就職などの幅広い相談となっています。

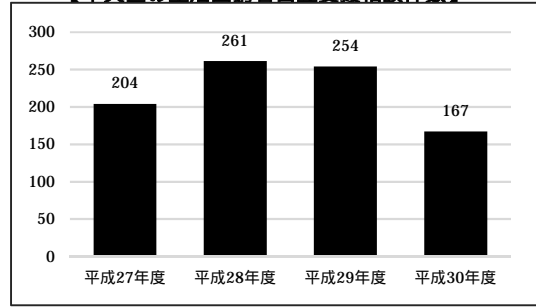
生活困窮者の相談のなかには、8050問題(80歳代の年金暮らしの高齢者世帯に50歳代のひきこもりの無職の子どもがいる)など世帯全体として複合的な課題を有しているものもあり、総合的な相談・支援を行っていくことが必要となっています。

【生活保護率】



出典：福祉局データ（各年3月現在）

【中央区の生活困窮者自立支援相談件数】



出典：中央区役所データ

【生活困窮自立支援相談内容（平成30年度）】

病気や健康、障がいのこと	57件	住まいについて	54件
収入・生活費のこと	125件	家賃やローンの支払いのこと	86件
税金や公共料金等の支払いについて	33件	仕事探し、就職について	59件
食べるものがない	23件	家族との関係	11件
子育てのこと	2件	その他	35件

複数の相談があるので、延べ件数としています。

出典：中央区役所データ

3 基本理念・目標

(1) 基本理念

平成 30 年 3 月策定の「大阪市地域福祉基本計画」においては、住民や行政をはじめ地域に関わるすべての人が共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく共有できる基本理念として、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を設定しています。

この理念は中央区においても共通するものであり、今回改訂するビジョンでは、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を基本理念として定めるとともに、マイナスの状態をもとの状態に戻すといった問題解決型のレベルにとどまらず、幸せな暮らしを実現するという目的を追求し、この地域で住みたいという意欲とその条件を積極的に生み出せるよう、地域のみんで話し合い、ともに実践していく増進型の地域福祉をめざすこととします。

(2) 基本理念の考え方

「大阪市地域福祉基本計画」において、基本理念には次の 5 つの考え方が含まれるとしており、今回改訂するビジョンにおいても、これら 5 つの考え方を踏襲します。

ア 人権尊重

すべての人は、人間として尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、男女共同参画の視点も踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される仕組みをもった、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

イ 住民主体の地域づくり

中央区の現状やそれに基づいた諸課題に添えていくためには、公の制度（公助）が重要ですが、この公助に、住民同士による助け合い（共助）をうまくつなげ合わせ、地域に関わるすべての人がお互いに知恵と力を出し合い、協働しながら地域の実情にあったきめ細やかな、住民主体の福祉を進めていくことが重要です。

住民が主体的に、生活しやすい地域づくりに関わるができる地域をめざします。

ウ ソーシャル・インクルージョン*

社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会のさまざまな領域において排除され、孤立しているような人々には、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような支援が必要です。

また、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が十分でない人も含めてすべての人が十分な相談や適切な支援により自ら意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護の仕組みも必要です。

社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支えあうことができる地域をめざします。

エ 福祉コミュニティ形成

中央区においても、個人の生活様式や価値観が多様化し、少人数世帯、独居高齢者世帯、マンション世帯等が増加するに伴い、人と人とのコミュニケーションやつながりなど、住民が主体的に相互に助け合う地域のコミュニティの希薄化が懸念されるところです。

各校下の社会福祉協議会や地域活動協議会の活動をはじめ、主体性をもった住民が集まり、話し合い、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、専門的な保健福祉サービスがうまく連携していく福祉コミュニティの形成をめざします。

オ 多様な主体の協働

地域福祉を推進するには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が共に地域を担う主体として協働しあう社会をつくっていくことが必要であり、住民、区社会福祉協議会、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いに認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取組の拡大をめざします。

(3) 基本目標

基本理念の実現に向け、次の2つの基本目標を掲げます。これらの基本目標に沿って、増進型地域福祉の考え方をもとに多様な主体の連携・協働により地域福祉のさまざまな取組を推進します。

<基本目標1：ともに支え合い、助け合う地域共生社会の実現>

地域には、さまざまな人が暮らしていますが、「毎朝、あいさつしていた近所の高齢者を、最近見かけなくなったので気がかりである」とか、「隣の家で、子どもをどなる親の声や泣きわめく子どもの泣き声が繰り返されており、虐待が心配だ」といったように、他人事ではなく、身近に暮らす者同士、お互いにつながり、気をかけることが大切です。こうした日常的なつながりは、災害などいざという場合に役に立つものであり、「どこの家に自力で避難できない人がいる」といった情報を共有することが、安否確認や避難・救助活動につながります。

子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会を実現することが大切です。そのためにも、支える側と受ける側に分かれるのではなく、地域の住民が役割を持ち、互いに見守り、気づかい、支え合い、助け合いながら、ともに自分らしく暮らすことのできる福祉コミュニティづくりを進めます。

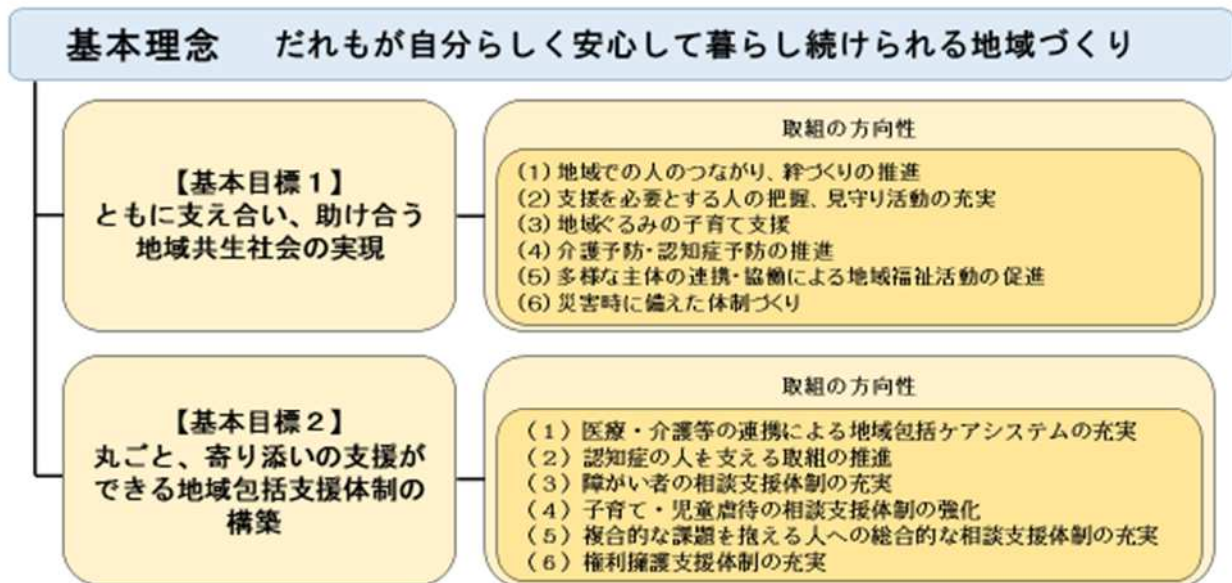
<基本目標2：丸ごと、寄り添いの支援ができる地域包括支援体制の構築>

だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるには、地域の保健・福祉サービスの連携による適切な支援が必要です。また、手助けを求めようとしたときに、「どこに相談してよいかわからない」と感じている人も多く、また、抱えている悩み・問題も多岐にわたる場合もあり、そうした悩み・問題を丸ごと受け止め、寄り添いながら解決していく総合的な相談・支援窓口を整備し、その存在を広く認知してもらう必要があります。

さらに、自らがSOSを発信できない人に対しては、出向いてアウトリーチにより手を差し伸べるとともに、適切な支援につなぐことが必要です。

以上の点を踏まえ、支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届くよう、生活の場である地域を基盤とした地域包括支援体制の構築を進めます。

(4) 計画の体系



4 取組の方向性

基本理念及びその考え方を踏まえ、2つの基本目標の実現に向け実施する取組の方向性を示します。

<基本目標1：ともに支え合い、助け合う地域共生社会の実現>

(1) 地域での人のつながり、絆づくりの推進

【現状・課題】

中央区では、地域の住民、関係団体の尽力により、さまざまな地域活動が活発に展開され、地域コミュニティが育まれています。そうしたなか、地域福祉活動についても、各地域の実情やニーズにあわせた食事サービスやふれあい喫茶等、世代を超えたふれあい・交流事業や高齢者の見守り事業などが展開されています。

一方で、中央区は転出入が多く、転入層の大部分を占めるマンション居住者や若い世代の地域への関心度が低いなど、人と人とのつながりの希薄化といった問題が生じています。

さらに、これまで地域活動を支えてきた町会・自治会などの地縁による団体においては、活動の担い手不足や、高齢化、固定化が問題となっています。

そのためにも、マンションの住民や若い世代等、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民に対して、身近な地域での「つながり」「絆」の大切さを実感し、地域の課題を地域全体で解決に取り組む意識づくりを進めることや、地域でのイベントなど、だれもが気軽に参加できる活動の場の情報を発信し、地域活動への参加を促進し、担い手づくりにもつなげていくことが必要です。

また、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていくために、地域住民の障がい者に対する理解を深め、地域で助け合い、支え合っていくという風土を醸成していくことが必要です。

区内では、「HANDSちゅうおう」*を中心に障がい者への支援の取組が積極的に進められており、今後もこうした取組と連携し、障がい者への理解を深め支える環境づくりを進めていくことが必要です。

さらに、今後認知症高齢者が増加していきませんが、地域としても認知症の人を理解し支える環境づくりが必要です。

【基本的方向】

- ・ 地域福祉にとって必要不可欠である地域での人のつながり、絆づくりを推進するため、マンションの住民や若い世代、団塊の世代など、あらゆる世代の住民に対し、地域での支え合い、助け合いの意識づくりを進めます。
- ・ 各地域が実施するふれあい・交流事業等地域福祉活動や担い手づくりを支援します。
- ・ だれもが気軽に参加できる活動の場の情報を発信し、地域福祉活動等への参加のきっかけをつくり、新たな住民の参加を促進します。
- ・ 多様な活動主体や相談支援機関等との連携により、地域住民の障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいのある方も地域の行事等に参加し活動できるようにしていくなど、相互の交流を図っていきます。
- ・ 認知症の人を理解し、地域として支えていく取組を促進するとともに、認知症の人や、その家族、地域住民が交流でき、認知症の人もいきいきと活動できる場づくりを進めます。

【主な取組】

地域での支えあい、助け合いの意識づくり	区広報紙、ホームページ等の広報媒体の活用や、啓発チラシの作成と効果的な配布、出前講座等により、ともに支え助け合う地域福祉の大切さを区民に周知します。
地域福祉活動、担い手づくりの支援	地域活動協議会の活動支援を通じて地域福祉活動、担い手づくりを促進します。
地域福祉活動への住民参加の促進	区の広報媒体を活用し、地域福祉活動の紹介や情報提供を積極的に行っていきます。また、地域福祉活動を実施している活動主体同士、情報交換や相互の連携・協力が可能となる場づくりを検討します。 団塊の世代を地域福祉活動に呼び込む仕掛けづくりを検討します。
障がい者にやさしい地域づくり	「HANDSちゅうおう」や中央区障がい者自立支援協議会等と連携し、区民の障がい者への理解を深め、障がいのある方も地域の行事等に参加し活動できる取組や、「あいサポート運動*」を広げていきます。 学校園において、障がいのある方とふれあい、障がい者理解を深める福祉学習を進めます。
認知症の人を支える地域づくり	認知症講演会等により認知症を知ってもらう取組や認知症サポーターの養成を進めます。また、学校での福祉学習の機会等を活用するなど、若い世代における認知症理解を図ります。 認知症の人や、その家族、地域住民が交流でき、認知症の人もいきいきと活動できる認知症カフェ*等の取組を区の広報媒体で紹介するなど、活動を支援します。

(2) 支援を必要とする人の把握、見守り活動の充実

【現状・課題】

中央区において、65歳以上の方が含まれる世帯は全体の約20%となっており、そのうち独居高齢者世帯は50%弱となっています。独居高齢者においては、孤立死に関して「身近に感じる」人が多いなど、日常生活に不安を感じている人が少なくありません。

こうした独居高齢者をはじめ、要援護者*が孤立しないよう、また、必要な支援が受けられるよう、地域で要援護者の状況を見守っていく必要があります。高齢者のふれあい食事会やふれあい喫茶*等の地域活動も、そうした見守りにつながるものです。

要援護者の見守り活動については、各地域で、民生委員・児童委員や、地域福祉コーディネーター、校下社会福祉協議会等が継続的に行っており、平成27年度からは、区社会福祉協議会に「見守り相談室*」を設け、行政と地域が保有する要援護者情報を集約し、同意を得られた方の名簿を、民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーターに提供（令和元年9月現在の名簿提供者数1,278人）し、日常的な見守りに活用するなどして、見守りネットワークを強化する事業を展開しています。

今後も、地域の日常的な気づき、発見を、こうした見守り活動者につなげ、状況を把握していくなど、地域主体のセーフティネットを強化することが必要です。

【基本的方向】

- ・ 要援護者に対する気づき、発見につながる地域でのさまざまな福祉活動の展開を図ります。
- ・ 見守りネットワーク強化事業を通じて要援護者の把握を促し、その情報を民生委員・児童委員や、地域福祉コーディネーター等の地域の見守り活動者に提供し、地域主体のセーフティネット機能を強化します。
- ・ 「見守り相談室」が見守り活動を行う人たちの「見守り連絡会」などを開催し、活動の担い手が課題や悩みを持ち寄れる場をつくり、負担軽減や事例の共有などを行い、見守り活動の強化を図ります。

【主な取組】

要援護者の発見につながる地域福祉活動の展開	高齢者のふれあい食事会、ふれあい喫茶等さまざまな地域福祉活動を通じ、援護が必要な方の状態を気にかける取組を展開します。
地域主体のセーフティネット機能の強化	民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター等による要援護者への訪問活動を展開します。 見守りネットワーク強化事業を通じ、区社会福祉協議会に設置する「見守り相談室」において要援護者を把握するとともに、特に支援につながっていない孤立世帯等への見守り、専門的支援を行います。
見守り活動の連携強化	「見守り相談室」を中心に「見守り連絡会」を開催し、見守り活動を行っている人たちの連携を強化し、相互に協力しながら援護が必要となる方の状態を見守ります。

(3) 地域ぐるみの子育て支援

【現状・課題】

子育てにおいて不安や悩みはつきものであり、相談相手や支援者が必要です。少子化、核家族化が急速に進展するなか、子育て世帯を孤立させることなく、地域ぐるみで子育て世帯の支援を行っていくことが求められています。中央区では、子ども・子育てプラザでの事業展開だけでなく、地域の子育て支援の活動として、区内13地域において「子育て応援団」を組織し、地域の方々と子育て世帯との交流の場“子育てサークル事業”を実施しています。

しかしながら、現在、増加傾向にあるマンションの子育て世帯のなかには、地域社会とのつながりが薄く、孤立しがちなケースも見受けられ、結果、子育ての不安や悩みを相談する人がなかなか見つからず、悩みを抱えこんでしまうことが懸念されます。

特に、このような世帯に対しては、気軽に相談できる場や、子育て世帯同士の交流の場を提供し、「子育て応援団」等の地域の子育て応援活動につないでいくことが必要です。

また、児童虐待の疑いがある場合には、臆することなく、児童虐待ホットライン*や相談窓口等に通報するよう、地域住民に協力を働きかけていくことや通報先の広報・周知も必要です。

【基本的方向】

- ・ 区内の子育て支援情報を積極的に発信・提供していくとともに、区内13地域で実施されている「子育て応援団」の活動への参加を呼びかけるなど、その活動の支援を行っていきます。

- ・ 地域との関係が薄いマンションの子育て世帯に対する支援として、マンションに出向き、子育てに不安や悩みを持つ保護者に対して、気軽に参加することができる子育て世帯の交流の機会を提供するなど、アウトリーチでの事業を展開し、地域の子育て支援活動につなげていきます。
- ・ 地域住民に、児童虐待ホットライン等の通報窓口の情報・周知を積極的に行っていきます。

【主な取組】

<p>子育て支援情報の発信、地域の子育て支援活動の促進</p>	<p>各種子育て支援情報を区の広報紙やホームページ、子育て応援 Facebook 等を活用し、積極的に発信・提供します。</p> <p>母子手帳の交付や出生届の提出で区役所に来られた際に、子育て応援団の活動をはじめ、子育てに役立つ情報をまとめてお渡しします。また、乳幼児健診等の機会にも、子育て応援団の活動等子育て支援情報を提供します。</p> <p>子育て支援機関を地図で示した子育て情報マップ「てくてくナビ」の作成・提供を行います。</p> <p>各地域の「子育て応援団」の活動を子育て世帯に紹介し参加を呼びかけるなど、地域で子育てを応援する活動を支援します。</p> <p>子育てを援助してほしい人と援助したい人をマッチングする「ファミリー・サポート・センター事業*」の広報・周知、利用促進を図ります。</p> <p>地域の子育て活動や子育て世帯を支援する中央区子ども・子育てプラザの広報・周知、利用促進を図ります。</p>
<p>マンション子育て世帯と地域とのつながりづくり</p>	<p>マンションに出向き、子育て世帯同士の交流を図るなかで、子育て応援団等に参加し、地域とのつながりを持つことを働きかけます。</p>
<p>児童虐待通報窓口等の周知</p>	<p>区の各種広報媒体の活用や地域との連携により、児童虐待ホットラインや子育て相談窓口等の情報を区民に広報・周知します。</p>

(4) 介護予防・認知症予防の推進

【現状・課題】

人生 100 年時代を迎えるなか、健康寿命の延伸に向け、地域主体の健康づくり活動や、今後、増加が見込まれる認知症に対する予防活動をはじめ、介護予防活動の展開が不可欠となっています。

これまで、中央区においては、関係団体と連携し健康展や健康づくり講座、認知症予防講座を開催するなど、生活習慣の見直しや健康づくり・介護予防活動の実践に向け、区民に対する啓発を行ってきています。

また、「いきいき百歳体操*」「かみかみ百歳体操*」など、健康づくり・介護予防に資する住民主体の通いの場づくりを進めており、「いきいき百歳体操」については、令和元年 10 月末現在、区内で 22 グループが活動しています。

さらに、区内では、老人クラブや生涯学習サークル等において、健康づくり、仲間づくり、

生きがいきづくりの活動が活発に行われているところです。

今後も、こうした活動に、より多くの方が参加し、互いに交流しながら、健康づくり、介護予防活動の輪を広げていくことが必要です。

【基本的方向】

- ・ 関係団体と連携し、健康づくり・介護予防、認知症予防の広報・啓発を積極的に進めていきます。
- ・ 「いきいき百歳体操」等、住民主体の通いの場を支援し、区民の参加を促します。
- ・ 区内で実施されている健康づくり、仲間づくり、生きがいきづくりの活動の紹介、情報発信を行い、区民の参加を促します。

【主な取組】

健康づくり・介護予防、認知症予防の啓発推進	区広報紙等の媒体を効果的に活用するとともに、医師会等関係機関と連携し、健康展をはじめ健康づくり講座、認知症予防講座を開催するなど、区民が主体的に健康づくり、認知症予防に取り組めるよう広報・啓発を積極的に進めます。
「いきいき百歳体操」等住民主体の通いの場の支援	「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」等の介護予防、認知症予防への効用を広報するなど、住民主体の通いの場へより多くの区民が参加するよう支援します。
健康づくり、仲間づくり、生きがいきづくり活動への参加働きかけ	区内で行われている老人クラブや生涯学習サークル等において、健康づくり、仲間づくり、生きがいきづくりの活動を紹介し、参加を働きかけます。

(5) 多様な主体の連携・協働による地域福祉活動の促進

【現状・課題】

現在、各地域においては、地域の実情やニーズにあわせ、さまざまな地域福祉活動が展開されています。

しかしながら、ほとんどの町会や自治会などの地縁団体においては、マンションの住民の加入率の低下や担い手不足、高齢化、固定化等の状況があり、事業の円滑な実施に課題を有しています。

一方、区内には、「企業の社会的責任(CSR)*」として社会貢献を行っている民間事業者をはじめ、NPO、学校法人、社会福祉法人等各種団体が多数存在しており、こうした多様な主体と行政との連携・協働を進め、地域の福祉活動が継続的かつ円滑に実施できるようにしていくことが必要です。

中央区には、企業や商店会等が活発に活動しており、こうした、さまざまな主体の地域福祉活動への参画、協働を積極的に進めていくことが求められます。

お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれの強みを活かした新たな取組や、きめ細かい福祉サービスを提供することが可能となります。

また、ボランティアも大きな力となることから、個人や団体のボランティア活動を支援することにより、地域の福祉活動をみんなで支える地域づくりを進めていく必要があります。

【基本的方向】

- ・地域の福祉活動に関心を持っている企業、商店会、NPO法人、学校法人、社会福祉法人等各種団体と、地域福祉活動の主体との連携・協働を促進します。
- ・必要に応じ、地域福祉活動でのボランティア活動の活用を図ります。

【主な取組】

企業・団体と地域福祉活動との連携・協働の促進	中央区フィランソロピー懇談会（CFK）*の活動と連携し、地域社会への貢献（CSR）活動を行っている企業、団体に地域福祉活動への参画を働きかけます。
地域福祉ボランティア活動の活用	区社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターを中心に、地域福祉ボランティア活動の展開を図ります。

（6）災害時に備えた体制づくり

【現状・課題】

実際に災害が発生したときに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への対応を迅速かつ的確に行うためには、行政だけでなく、身近な地域の住民が、その人を適切に把握しておくことが必要です。

そのためには、常日頃から地域住民が主体的に地域活動に関わり、平時からのつながりと支え合う関係をつくっておくとともに、避難行動要支援者を地域のみinnで気にかけて、見守っていくことが重要です。

平成27年度からは、区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設け、行政と地域が保有する要援護者情報を集約し、同意を得られた方の名簿を民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーターに提供し、日常的な見守りに活用するなどして、見守りネットワークを強化する事業を展開しています。

今後、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の発生も懸念されるなか、地域住民による避難行動要支援者への見守り体制を強化し、災害時への備えを進めていく必要があります。

【基本的方向】

- ・地域においても、平時から高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を把握しておけるよう支援します。
- ・災害時の自助について啓発を行うとともに、地域の防災訓練等でも、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導支援などの対応を想定し、災害時に迅速かつ的確に行えるよう共助の取組を進めます。

【主な取組】

避難行動要支援者の把握・共有	<p>見守りネットワーク強化事業を通じ、「大阪市避難行動要支援者名簿」と地域が保有する要援護者情報を集約し、同意を得られた方の名簿を、民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーターに提供し、見守り活動に活用します。</p> <p>「大阪市避難行動要支援者名簿」情報について、個人情報の取扱いルールに従い、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域の自主防災組織に提供します。</p>
災害時の自助、共助の取組の促進	<p>避難行動要支援者自身も日頃から災害時の情報入手手段の確保や地域とのつながりをもつことを心がけてもらうなど、災害時の備え、自助の取組を啓発します。</p> <p>災害時に、地域で避難行動要支援者の安否確認、避難誘導支援が円滑に実施できるよう、訓練の実施を支援します。また、各地域でどのような取組が行われているか、互いに情報を共有できる機会づくりについて検討を行います。</p> <p>災害や急病に備え、持病や血液型、緊急連絡先等の情報を記載した用紙を冷蔵庫に保管する「命のカプセル」の普及を図ります。</p>

<基本目標2：丸ごと、寄り添いの支援ができる地域包括支援体制の構築>

(1) 医療・介護等の連携による地域包括ケアシステムの充実

【現状・課題】

高齢者が地域で自分らしい生活を維持できるようにするため、医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

区内には、介護、福祉に関する総合相談窓口である地域包括支援センターが2か所開設されており、相談者の状況、ニーズに応じ必要な支援につなげているところです。また、中央区地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの適切な運営を図っており、今後も、地域包括支援センターが高齢者とその家族にとって身近に相談でき親身になって対応してくれる窓口として、その役割を積極的に果たしていく必要があります。

高齢者が地域で安心して在宅での生活を続けていくには、医療・介護両面での専門的なケアや24時間対応のケアが必要となってきます。中央区では、都心部に位置するため介護サービス等の事業所や施設が立地しにくいといった実態や課題をふまえ、既存の地域資源を最大限活かしつつ、他の区の資源とも連携しながら地域包括ケアシステムの構築を図っていくことが求められます。そうしたなか、医療・介護に関係する機関・団体等で構成する中央区在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、関係事業所・施設の情報を容易に入手できるマップシステム「中央区在宅あんしんマップ」の構築や、研修等を通じた関係者間の顔の見えるネットワークづくりの取組等を進めてきています。

現状として、区民において、在宅医療サービスの利用が十分に浸透していないことから、今後とも、区民、関係者に対し、在宅医療・介護連携の具体的なメリットを示し、在宅医療・介護サービスの連携の推進と利用拡大を図っていく必要があります。

【基本的方向】

- ・ 高齢者とその家族にとって身近な総合相談窓口である地域包括支援センターについて、認知度の向上を図るとともに、専門的な支援機能を果たします。
- ・ 高齢者の在宅生活を支える必要な医療・介護サービスが、切れ目なく一体的に提供されるよう、在宅医療・介護連携の取組を推進します。

【主な取組】

地域包括支援センターの認知度向上、専門的支援機能の発揮	地域包括支援センターの存在、役割について積極的に広報・周知を図ります。 中央区地域包括支援センター運営協議会を通じ、課題の共有、検討を図り、さらなる運営の改善につなげていきます。
在宅医療・介護連携の推進	区民や関係者に対し、在宅医療・介護連携の有用性や具体的な効果事例等を紹介し、在宅医療・介護サービスの普及を図ります。 「中央区在宅あんしんマップ」システムをより使いやすくし、在宅医療・介護サービス情報の入手に役立てます。 在宅医療・介護にかかる多職種の関係者の研修により、顔の見えるネットワークづくりを進めます。

(2) 認知症の人を支える取組の推進

【現状・課題】

認知症に対しては、予防、早期発見、必要な医療・介護の提供などの施策を総合的に進めることが求められており、中央区においては、令和元年9月に、区のホームページに「中央区認知症のことならなんでも案内サイト」を開設し、関連する情報をとりまとめ情報提供を行っています。

予防に関しては、認知症に対する区民の理解を深め、予防活動を実践していただくための取組を進めています。

認知症の早期発見・初期対応を促進するため、平成28年度から認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チーム「中央区オレンジチーム」を設けており、医療・介護福祉の専門スタッフが認知症ではないかと心配されている方を訪問（平成28～30年度累計90件）し、相談・支援を行っています。

また、認知症の人及びその家族を支えるため、徘徊による行方不明時の搜索支援、成年後見制度などのサービスも提供されています。

しかしながら、「中央区オレンジチーム」の活動をはじめ、実施されている認知症施策について区民に十分に認知されているとはいえない状況であり、今後とも、施策の充実を図るとともに、積極的に広報・周知を行い、施策の利用拡大を図っていく必要があります。

【基本的方向】

- ・ 「中央区 認知症のことならなんでも案内サイト」等を活用・充実し、認知症施策についての広報、周知を積極的に進めます。
- ・ 「中央区オレンジチーム」をはじめ、実施されている施策の充実・利用拡大を図ります。

【主な取組】

認知症施策の広報・周知	区ホームページの「中央区 認知症のことならなんでも案内サイト」等を活用・充実し、認知症施策を集約しわかりやすく情報提供を行います。
症状に応じた施策・サービスの充実・利用拡大	自分や家族が認知症ではないかと思った際に、専門的に相談できる仕組みである認知症初期集中支援チーム「中央区オレンジチーム」について積極的に広報・周知を行い、利用促進を図ります。 区内の認知症相談医の情報提供を行うとともに、地域包括支援センターにおいて介護相談に対応します。 見守りネットワーク強化事業として実施されている徘徊による行方不明時の搜索支援サービスについて、情報提供を行うとともに協力事業所の拡大を図ります。また、成年後見制度の情報提供を行い、利用促進を図ります。 介護する家族同士の交流会を開催するなど、家族のサポートを行います。

(3) 障がい者の相談支援体制の充実

【現状・課題】

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていくために、相談支援機関等と連携し、個々の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供や自立支援を進めていくことが必要です。

区内では、障がい者基幹相談支援センターが、障がいのある方や家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング*など必要な支援を行っています。また、身体障がい者相談員を4名、知的障がい者相談員を2名、生活経験豊富な障がい当事者に委嘱し、身近な地域での相談を行っていただいています。

さらに、障がい者の自立支援のための協議体として、中央区自立支援協議会が設置され、区内に16箇所ある相談支援事業所等が集まり、情報や課題を共有し連携を強化することで、相談支援サービスの向上に努めているところです。

中央区では、都心部に位置するため障がい者福祉の事業所や施設が立地しにくいといった実態や課題がありますが、今後とも、既存の地域資源や他の区の資源を最大限活用しながら、関係相談支援機関、事業所等の連携を図り、相談支援体制を充実していくことが必要です。

【基本的方向】

- ・ 障がい者基幹相談支援センター、区自立支援協議会、「HANDS ちゅうおう」をはじめ、関係相談支援機関、団体、事業所の連携により、情報や課題の共有を促進し、相談支援体制を充実していきます。

【主な取組】

関係機関・団体の連携による相談支援体制の充実	障がい者基幹相談支援センターについて総合的に相談を受け付け、福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリングなど必要な支援を提供します。 障がい者基幹相談支援センター、区自立支援協議会、「HANDS ちゅうおう」など関係相談支援機関、団体、事業所の連携により相談支援体制を充実します。
------------------------	--

(4) 子育て・児童虐待の相談支援体制の強化

【現状・課題】

子育て・児童虐待の相談支援については、中央区の子育て支援室が担うとともに、子どもの健康、発達に関する相談支援は、保健師を中心に区保健福祉センターで実施しています。

子育て支援室に寄せられる相談件数は、少子化、核家族化の急速な進展のもと、子育ての悩みを相談する人が身近にいない状況もあり、年々増加傾向にあります。特に、マンションの子育て世帯のなかには、地域社会とのつながりが薄く、孤立しがちなケースも見受けられ、マンションに出向いてアウトリーチで相談支援を行うことも必要になっています。

また、区保健福祉センターでは、地区担当保健師が、子育て家族と顔の見える関係で継続的に相談支援を行っており、今後もこの取組を効果的に実施できるようにしていくことが必要です。

児童虐待に関しては、相談や通報をもとに、大阪市こども相談センター等関係機関と連携し、迅速に対応を図り、保護等が必要な場合は、要保護児童対策地域協議会でケースに応じ

た支援を実施しています。

児童虐待に関する相談、通報件数も増えてきており、平成 30 年度までの過去 5 年間の児童虐待相談件数 633 件のうち、「ネグレクト*」等の事案が 310 件と全体の半数を占めています。

「ネグレクト」事案の割合が高い背景として、児童の家庭状況を見ると、区内には大きな繁華街があり、そこで夜間就労等を行っている子育て世帯が多いこと、とりわけ、近年、外国籍住民が増えてきており、そうしたなかで、経済的困窮等生活のしづらさを抱えながら夜間就労等を行っている子育て世帯が見受けられることなどがあげられます。

このように、区内には「ネグレクト」状態に陥るリスクが高い児童は多くいますが、現在、区内で連携している要保護児童対策地域協議会を構成する関係各機関の活動領域やネットワークでは、これら世帯の発見や実態把握には限界があり、十分に把握できていない状況です。

一方、地域では、子ども食堂や、「Minami こども教室」、「こどものへや しま ルーム」等子どもの居場所事業が実施されており、外国にルーツを持つ子どもたちも多く利用しているところであり、こうした活動主体と連携を図り、子どもの状態を把握していくことが求められます。

重大な児童虐待に陥ることを防止するためにも、虐待リスクが潜在している児童や世帯の状況を把握し、適切な支援を行っていくことが重要であり、学校園、地域、関係民間団体との連携をはじめ、ネットワークの強化・拡大を図っていくことが必要です。

【基本的方向】

- ・ マンションの子育て世帯へのアウトリーチでの相談など、子育て支援室の相談支援体制を充実・強化します。
- ・ 保健師による顔の見える相談支援をより効果的に実施します。
- ・ 重大な児童虐待「ゼロ」をめざし、ネグレクト等児童虐待のリスクを抱える子どもたちと関わっている可能性が高い、こども食堂等の運営団体や、預かり事業等の実施機関、地域との連携を図るなど、ネットワークを強化・拡大し、支援が必要な世帯の発見、状況把握を行うとともに、発見した子どもや世帯に対しアウトリーチで寄り添いながら適切に支援を行います。
- ・ 小中学校との連携によるこどもサポートネットを構築し、学校の気づきを活かし、子どもや世帯に必要な支援を検討し、区や地域等の支援につないでいきます。

【主な取組】

子育て支援室の相談支援体制の充実・強化	子育て支援室について、市こども相談センター等関係機関・団体と連携し迅速に対応できるよう体制を強化します。 区役所に出向かなくとも相談を受けられるよう、電話相談に加え、メールやLINE等ICTを活用した相談の実施について検討します。 マンションに出向き、子育て世帯同士の交流やアウトリーチでの相談対応等を行う中央区子育て応援「パンジーひろば」事業を進めます。
保健師による顔の見える相談支援体制の充実	妊娠届出や出生届出、乳幼児健診等の機会を活用し、地区担当保健師が子育て家族と顔の見える関係で継続的に相談支援を行っていく取組（大阪市版ネウボラ*）を進めます。
重大な児童虐待「ゼロ」に向けた取組推進	通報のあった世帯等の状況を迅速に確認するとともに、要保護児童対策地域協議会のもと、ケースに応じ適切な支援を行います。 従来の関係機関・団体に加え、こども食堂等の運営団体や、預かり事業等の実施機関、地域との連携を強化・拡大し、支援が必要な世帯の発見、状況把握を行います。また、発見した子どもや世帯に対し、関係機関・団体等と連携し、アウトリーチで寄り添いながら支援を進めます。
小中学校との連携による、こどもサポートネット*の構築	小中学校において児童・生徒各人の状態を把握するなか、子どもや世帯に課題があり福祉的な対応が必要なケースを見出し、学校と区が連携して必要な支援を検討し、実施につなげます。

(5) 複合的な課題を抱える人への総合的な相談支援体制の充実

【現状・課題】

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に対する相談支援体制については施策分野ごとに設置されています。

高齢者に対しては、地域包括支援センターが対応しており、障がい者に対しては、障がい者基幹相談支援センターが相談支援を行っています。子どもに関しては、区の子育て支援室で相談を受け付けています。生活困窮者に対しては、区に自立支援相談窓口を設置し、相談者の状況に応じ自立に向け包括的・継続的に支援を行ってきており、平成27年度からの4年間に自立支援窓口において相談された方の累計881件のうち、就労につながった方は、延べ60件となっています。

こうした分野ごとに設けられている相談窓口について、抱える悩みや求める支援の内容に応じて、どこの窓口にいけばよいかを総合的に案内、情報提供していくことが必要です。

一方で、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた人が増加しています。たとえば、8050問題では、親の介護等の問題は、地域包括支援センターで対応できますが、子どもへの対応はできません。こうした複合的な課題を有する人や世帯への支援は、施策分野ごとの体制では十分に対応できないため、分野横断的かつ包括的に相談・支援を行う体制を構築する必要があります。

そのための仕組みとして、区においては、生活困窮者自立支援の仕組みをもとに、施策分

野を超えて、関係する地域・行政・相談支援機関が介して、一体となって支援方を総合的に検討・実施する「支援会議*」を令和元年度から設けたところであり、今後、この仕組みを有効に機能させていく必要があります。

また、自らSOSを発信できない人や、ひきこもりの人など自ら相談に赴かない人もおられます。相談支援窓口においては、地域での見守り活動や関係機関等とも緊密に連携し、こうした人たちの存在を把握し、必要に応じて出向いてアウトリーチにより相談にのり、寄り添いながら適切な支援につないでいくことも必要です。

【基本的方向】

- ・抱える悩みや求める支援の内容に応じて、どこの窓口に行けばよいか、相談窓口情報の総合的な案内、提供を行います。
- ・複合的な課題を有する人や世帯に的確に対応するため、関係する相談支援窓口の連携を強化するとともに、総合的な支援会議の仕組み等を活用し、適切な支援につなげていきます。
- ・相談支援窓口において、必要に応じアウトリーチの手法による寄り添い型の支援を実施していきます。

【主な取組】

<p>相談窓口情報の総合的な案内、提供</p>	<p>区役所保健福祉課窓口において、どこで相談すればいいのかわからない人への総合的な案内や対応する相談窓口へのつなぎを行うとともに、区民情報コーナーや区ホームページ等を活用して、各種相談窓口の情報提供を行います。また、区役所職員が適切に案内、情報提供できるよう、研修や関係機関との意見交換等を行います。</p> <p>区役所内での各種サービス・制度の利用・申請手続きが、できるかぎりワンストップでできるような仕組みを検討します。また、区役所、関係相談支援機関間の連絡・連携を密に行い、相談や手続きがスムーズに行えるよう努めます。</p>
<p>総合的な支援会議の活用</p>	<p>生活困窮者の相談窓口において、相談者の状況に応じ自立に向けた包括的・継続的に支援を行います。</p> <p>対象となる人や世帯が複合的な課題を抱えている場合、関係する相談支援窓口が連携した支援会議を開催し、総合的かつ適切な支援を行います。</p>
<p>アウトリーチの手法による寄り添い型の支援の実施</p>	<p>各相談支援窓口において、地域の見守り活動や関係機関等と連携するなか、自らSOSを発信せず相談にも赴かない人が把握できた場合、必要に応じて出向いて相談にのり、寄り添いながら適切な支援につないでいきます。</p> <p>とりわけ、ひきこもりの人に対しては、大阪市こころの健康センターや若者サポートステーション*等関係機関と連携し、生活困窮者自立支援就労準備事業、地域就労支援事業等の活用を行いながら、粘り強く、寄り添いでの自立支援を図ります。</p>

(6) 権利擁護支援体制の充実

【現状・課題】

だれもが地域において安心して自立した生活を送れるようにしていくことが重要です。高齢者や障がい者等への虐待が発見された場合には、関係機関と連携し迅速に対応していく必要があります。

また、認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行が進むなか判断能力の程度や生活の状況をふまえた多様な支援が求められており、成年後見制度*や日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護支援の取組を展開していくことも必要です。

【基本的方向】

- ・ 高齢者、障がい者等への虐待防止の啓発を行うとともに、虐待が発見された場合には、関係機関と連携し迅速に対応していきます。
- ・ 区民への成年後見制度や日常生活自立支援事業の広報・周知を行い、利用促進・拡大を図ります。

【主な取組】

高齢者、障がい者等への虐待の防止及び迅速な対応	高齢者、障がい者等への虐待防止に向け区の広報媒体等を活用し啓発を行います。 虐待が発見・通報された場合には、関係機関と連携し迅速に対応します。
成年後見制度等の利用促進	成年後見制度や日常生活自立支援（あんしんさぼーと*）事業の利用促進に向け、制度をていねいに説明した広報を行います。 制度を活用して、判断能力が十分でない人に対し福祉サービスの利用や、財産、日常的な金銭の管理を支援します。

5 推進に向けて

中央区地域福祉ビジョンがめざす基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」及び2つの基本目標を実現するにあたっては、行政、地域、関係する機関、団体等、多様な主体が増進型地域福祉の考え方をもとにして連携して取り組むことが不可欠であり、今回改訂したビジョンの内容について区民に積極的に広報、周知を行い、幅広い連携・協力体制を構築していくこととします。

ビジョンの取組状況についても、適宜、地域福祉専門会議*、区政会議*をはじめ、関係機関・団体等の意見を聴き、それら意見を以後の取組の展開に活かしていくこととします。

また、現行の大阪市地域福祉基本計画の計画期間は令和2(2020)年度までで、令和3(2021)年度以降の基本計画が策定されることとなっており、次期基本計画の内容等をふまえ、必要に応じ、ビジョンの内容を見直していくこととします。

(参考資料)

- ・ 用語解説
- ・ 参考データ

用語解説

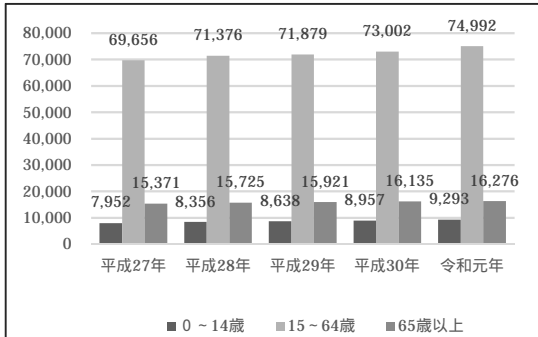
P 1	健康寿命	日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。
P 1	「ニア・イズ・ベター」の考え方	住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。
P 4	平均寿命	0 歳児における平均余命。(寿命とは死因に関わらず生まれてから死ぬまでの時間)
P 5	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見やその適切な保護または要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関・関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的とした協議会。
P 7	ソーシャル・インクルージョン	「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。
P10	「HANDS ちゅうおう」	多くの人に障がいについての理解を深めてもらうことを目的に活動している団体。地域の行事に参加し、地域の方々と交流をもちながら障がい者の社会参加や、課題解決に向けた活動を行っている。HANDS は・Handicap (ハンディキャップ)・Action (アクション)・Network (ネットワーク)・Dramatic (ドラマティック)・Support (サポート)の略。
P11	あいサポート運動	誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対して、ちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会(共生社会)の実現をめざす運動。
P11	認知症カフェ	地域の中で認知症の方やその家族が気軽に立ち寄ることができ、悩みごとの相談や情報交換等を通じて孤立予防や介護負担感の軽減を図ることができる場。
P11	要援護者	災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者をはじめ乳幼児などがあげられる。
P11	ふれあい喫茶	地域で暮らす人たちが、集い・交流することができる場として、地域会館などで実施されている。
P11	「見守り相談室」	誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために設置された相談室。区社会福祉協議会内に福祉専門職のワーカー(CWS)を配置し次の取組を進めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者を地域での見守りにつなぐ ・孤立世帯等への専門職による対応 ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見
P12	児童虐待ホットライン	大阪市のこども相談センターに 24 時間 365 日体制で児童虐待の通告・相談に対応する児童虐待専用電話のこと。電話番号 0 1 2 0 - 0 1 - 7 2 8 5
P13	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの
P13	「いきいき百歳体操」 「かみかみ百歳体操」	百歳体操は、高知市が開発した何歳になっても元気で楽しく生活するための体操。「いきいき百歳体操」は生活に必要な筋肉を鍛え、けがや転倒を予防するための体操。「かみかみ百歳体操」はおしゃべりとかむ力を鍛える、しわや頬のたるみを予防するための体操。

P14	企業の社会的貢献 (CSR)	企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会貢献する責任のこと。
P15	中央区フィランソロビー懇談会 (CFK)	地域社会に根差した企業の社会貢献活動について考えることを目的に、1999年6月に大阪市社会福祉協議会、大阪市中央区社会福祉協議会との共同により、中央区内に事業所のある企業が集まり懇談会を実施。
P19	ピアカウンセリング	障がいを持つ当事者自身が自己決定権や自己選択権を育てあい、支え合って、隔離されることなく、平等に社会参加していくことを目指し、お互いに仲間（ピア）として、平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けを行うもの。
P20	「ネグレクト」	厚生労働省が定義している児童虐待の4点のうちの一つ。ほかに身体的虐待、心理的虐待、性的虐待がある。「ネグレクト」としては、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為があげられる。
P21	「ネウボラ」	「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味で、フィンランドにおける子育ての支援をワンストップで行う制度とそのための地域拠点のことをいう。
P21	「大阪市版ネウボラ」	区保健福祉センターが、すべての子育て家庭にとって安心して気軽に相談できる場となることを目指して、保健師と子育て家庭との顔の見える関係づくりと、家族ぐるみの支援を継続的に行うもの。
P21	大阪市こどもサポートネット	学校（先生）の「気づき」を生かし、こどもや世帯に必要な支援を検討し、区役所や地域等の支援につなぎ、社会全体でこどもとその世帯を総合的に支える仕組み。
P22	支援会議	生活困窮者自立支援法第9条に基づいて設置された会議。生活困窮者の早期発見及び迅速な支援開始、とりわけ自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、関係機関等が、生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的とする。
P22	若者サポートステーション	15～39歳までの働くことについて悩みを持つ若者とその家族を対象に、キャリアコンサルタント等による個別相談を行っているほか、コミュニケーションスキルアップのためのワークショップ、就労支援セミナー、職場体験などの多様なプログラムを提供している。
P23	成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を支援する制度。
P23	日常生活自立支援 (あんしんさぼーと)事業	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が、安心して地域で生活が送れるよう、お住まいの区の社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いをする事業。
P24	地域福祉専門会議	中央区において、地域福祉ビジョンの策定及び地域福祉ビジョンに基づく施策の実施に関して専門的な意見を求めるために開催する会議。
P24	区政会議	区役所で実施しているまちづくりの方向性や取組の成果について幅広く区民の皆様の意見を聞き、これからのまちづくりに活かしていくために開催する会議。

参考データ

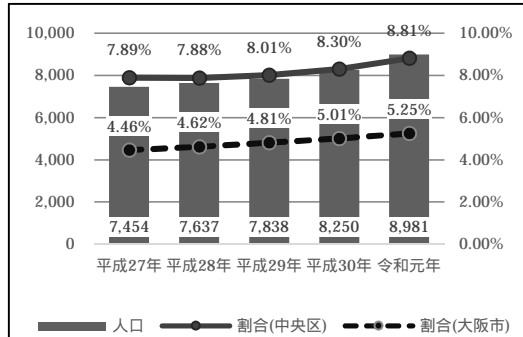
(1) 人口・世帯

【中央区の3区分階層人口】



出典：推計人口（各年10月1日現在）※平成27年は国勢調査

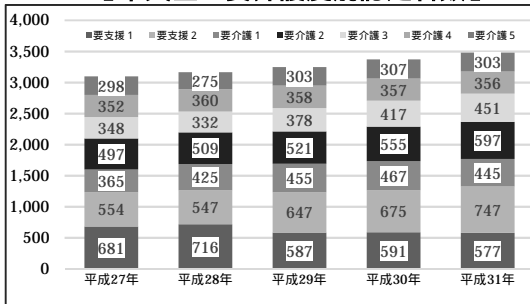
【中央区の外国人人口及び割合】



出典：住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）

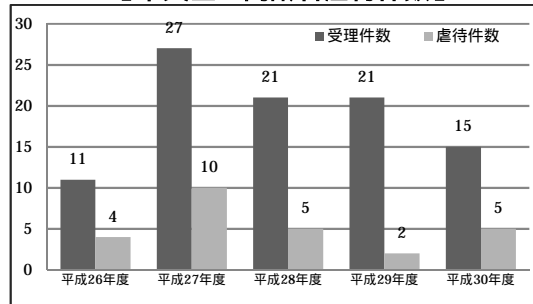
(2) 高齢者

【中央区の要介護度別認定者数】



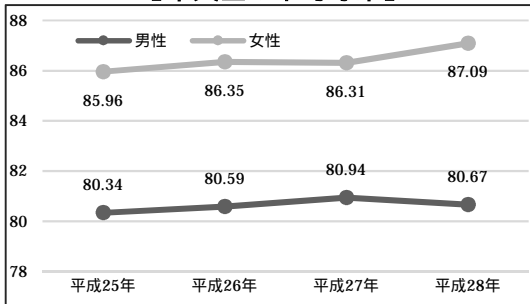
出典：福祉局データ（各年3月31日現在）

【中央区の高齢者虐待件数】



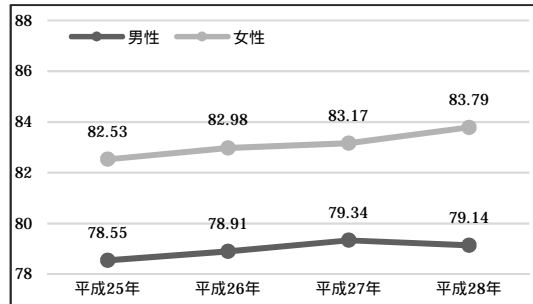
出典：福祉局データ

【中央区の平均寿命】



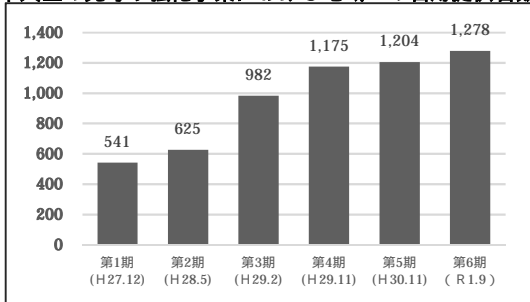
出典：高齢労働科学「健康寿命算定プログラム」より

【中央区の健康寿命】



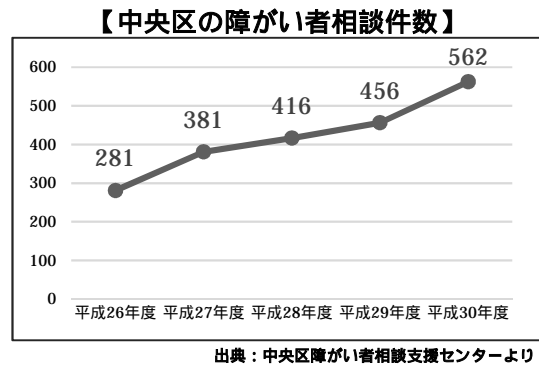
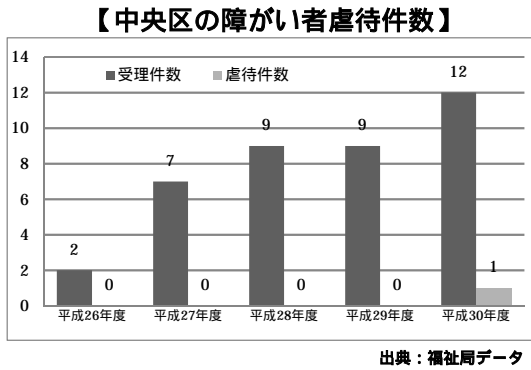
出典：高齢労働科学「健康寿命算定プログラム」より

【中央区の見守り強化事業における地域への名簿提供者数】

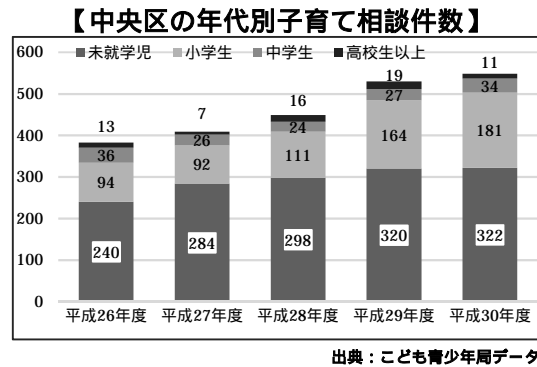
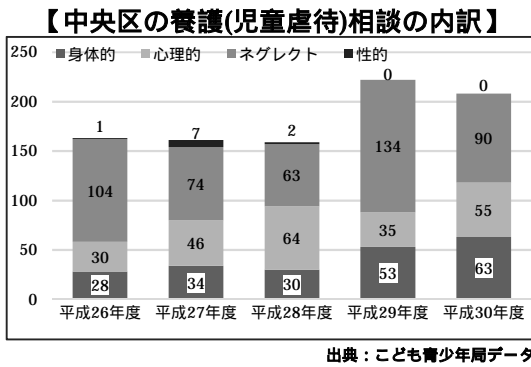


出典：中央区見守り相談室より

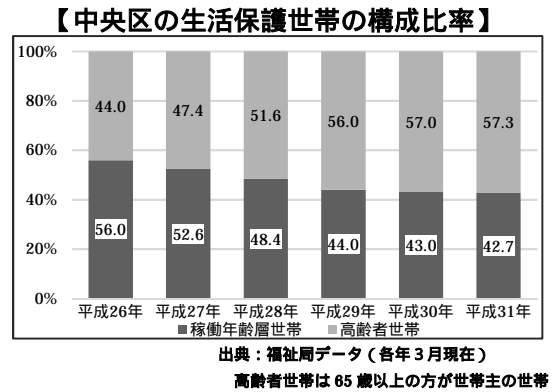
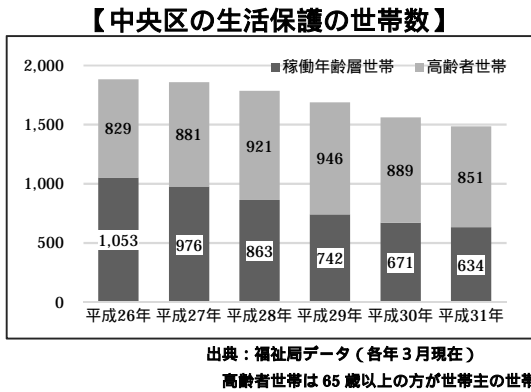
(3) 障がい



(4) 子ども



(5) 生活困窮





中央区地域福祉ビジョン 改訂

令和2（2020）年3月

大阪市中央区役所保健福祉課

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1-2-27

電話：06-6267-9857 ファクシミリ：06-6264-8285